

第二百回 国会
衆議院

地方創生に関する特別委員会議録 第四号

同日 池田 佳隆君 松野 博一君

令和元年十一月十九日(火曜日)
午前九時開議

出席委員

委員長 山口 俊一君

理事 池田 道孝君 理事 石田 真敏君

理事 今枝宗一郎君 理事 田中 英之君

理事 谷川 弥一君 理事 亀井重紀子君

理事 白石 洋一君 理事 伊藤 敬悟君

理事 あきもと司君 安藤 高夫君

後藤 茂之君 上野 宏史君

佐藤 明男君 金子万寿夫君

高木 啓君 小林 茂樹君

谷川 とむ君 高村 正大君

中曾根 康隆君 牧島 修一君

福田 達夫君 津島 淳君

藤原 崇君 福山 康正君

宗清 皇一君 長坂 守君

吉川 起君 牧島かれん君

柿沢 未途君 山本 幸三君

関 健一郎君 松平 浩一君

福田 昭夫君 森川百合子君

濱村 進君 鶴淵 洋子君

清水 忠史君 藤田 文武君

池田 道孝君

岡下 昌平君

高木 啓君

谷川 とむ君

中曾根 康隆君

福田 達夫君

藤原 崇君

宗清 皇一君

吉川 起君

柿沢 未途君

源馬謙太郎君

長谷川嘉一君

松平 浩一君

森川百合子君

鶴淵 洋子君

清水 忠史君

北村 北村

藤原 崇君

石原 宏高君

大塚 拓君

藤原 崇君

内閣府副大臣

農用地等の確保等に関する基本指針は、農業振興地域の整備に関する法律、いわゆる農振法の規定に基づき国が定めることとされています。この中で、確保すべき農用地等の面積の目標を定めるものとされており、目標面積については、最も近年の趨勢に施策効果を加味して設定することとしているところでございます。基本指針は、法律上、経済事情の変動その他の情勢の推移により必要が生じたときは変更するものとされており、これまで、おおむね五年ごとに見直しを行つてまいっております。

現行の基本指針は、平成二十七年に策定しております。現在、食料・農業・農村基本計画の来年の見直しに向けて議論を進めておりますが、基本指針についても、その動向等を踏まえ、見直しを検討することとしております。

○山口委員長 次に、清水忠史君。

○清水委員 日本共産党の清水忠史でございます。構造改革特別区域法の一部改定案、その中の都市計画法の特例措置について、最初に質問させていただきたいと思います。

今回の特例措置は、一定の条件のもとで構造改

革特区と認定すれば、市街化調整区域においても市町村施行の土地区画整理事業ができるということになります。

とともに、これは現行法ではできないことになつていただけなんですね。その理由を最初に国交省の方に確認したいと思います。

○内田政府参考人 お答えいたします。

都市計画法において、「市街化調整区域は、市街化を抑制すべき」とされているところです。そのため、市街化調整区域において、地方公共団体が市街化を目的とする土地区画整理事業を行うことは想定しておらず、地方公共団体施行の土地区画整理事業を認めていないところでございます。

○内田政府参考人 お答えいたします。

都市計画法上、一部の地域では、都市計画の中

なお、市街化調整区域においても、原則として、地権者全員の同意を得て行われる個人施行のものが開発しない区域との二つ以上の同じ区域なんですね。みずから開発するということを想定していらない。

○清水委員 今述べられましたように、市町村そのものが開発しない区域と定めたのが市街化調整区域というのは、既に市街地を形成している区域というのは、既に市街地を形成している区域というのはおおむね十年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域と規定されている。ただし、集団的優良農地だと危険な地域についても含めないと法令で定められているわけですが、いわゆるそれ以外は、市街化を抑制すべき区域として、これまで開発を抑制してきたわけなんですね。

この土地区画整理事業というのは、区画形質の変更、あるいは道路や公園、そういう公共施設の新設や変更を行うことで宅地の利用増進を図るもののなんですかけれども、やはり、みずから市町村が開発しないと決めていたところをみずからが開発してしまうというのではなく自分で決めたルールを自分で曲げてしまうというような、これは、ともすれば自己矛盾に陥るのではないかというふうに思ふんですね。

配付資料をごらんいただきたいと思うんです。

○清水委員 配付資料にありますように、市街化調整区域でござりますけれども、先ほども御答弁いたしましたように、市街化を抑制すべき区域でございました。

なつており、一般的には、地方公共団体施行の場合に比べて小規模な土地の整序等の二つ以上の同じ事業が実施されてきたところです。

○清水委員 今述べられましたように、市町村そのものが開発しない区域と定めたのが市街化調整区域というのは、既に市街地を形成している区域というのはおおむね十年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域と規定されている。たゞ、集団的優良農地だと危険な地域についても含めないと法令で定められているわけですが、いわゆるそれ以外は、市街化を抑制すべき区域として、これまで開発を抑制してきたわけなんですね。

○北村国務大臣 お答えいたします。

本特例措置では、土地区画整理事業の施行者として多くの経験とノウハウを持つておる地方公共団体のもので、住民の意向等も踏まえた事業計画の立案の狙いというのは、いかがでしょうか。

まず、作成された事業計画案等の公告や縦覧をして、住民説明や住民参加の手続につきましては、つまり開発できる区域にしてしまうわけです。この区分区域の概要ということで、都市計画区域に当たつては、住民の意向を踏まえることが大変重要であり、特例措置でも住民の意向を事業計画案等に十分に反映させる仕組みとなつていています。また、作成された事業計画案等の公告や縦覧を始め、住民説明や住民参加の手続につきましては、つまり開発できる区域にしてしまうわけです。この区分区域の概要ということで、都市計画区域に当たつては、住民の意向を踏まえることが大変重要であり、特例措置でも住民の意向を事業計画案等に十分に反映させる仕組みとなつていています。

委員御指摘のとおり、土地区画整理事業の施行に当たつては、住民の意向を踏まえることが大変重要であり、特例措置でも住民の意向を事業計画案等に十分に反映させる仕組みとなつていています。

以上です。

(委員長退席、池田(道)委員長代理着席)

○清水委員 事業計画案に住民の意見を反映させるというふうに言われましたが、これは、義務規定であるとか、あるいは法案に義務化されているとか、そういうもののかということが重要だと思っています。

先ほど私紹介しましたように、現在、市街化調整区域で市町村が区画整理事業を行うというところには、その区域にいる全員の合意が必要。組合施行でやる場合も三分の二の合意が必要だ

で市街化区域とそれから市街化調整区域と二つに分けることになつておりますので、その中の市街化調整区域でござりますけれども、先ほども御答弁申し上げましたように、市街化を抑制すべき区域といふことで位置づけられているところでござります。

○清水委員 配付資料にありますように、市街化区域というのは、既に市街地を形成している区域というのはおおむね十年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域と規定されている。たゞ、集団的優良農地だと危険な地域についても含めないと法令で定められているわけですが、いわゆるそれ以外は、市街化を抑制すべき区域として、これまで開発を抑制してきたわけなんですね。

宅地権者といふことですから、そうした人たちの意向にかかわらず開発を進めていくということを、しかも、抑制していた市町村が、みずからが施行者となつて市街化区域の編入手続をすつ飛ばすわけですよ。

うんですね。

それで、本改正案では、構造改革特区と認定されるためには、どこでもこの特区法ができるわけではないので一定要件が今回設けられてるんですけれども、一つ目は、周辺の市街化区域における都市機能の集積の程度及び当該市街化区域その他の地域との交通の利便性が特に高いと認められる、これが一点目。二つ目は、土地の利用状況の著しい変化その他の特別の事情により、建築物の建築等に対する需要が著しく増大していること。

この二点があれば、市街化調整区域であっても、都計審を経ずに、これまでできなかつた市町村がみずから施行者となつて区画整理事業を、いわゆる宅地権者や住民の皆さんとの合意とか、あるいは三分の二以上の同意とか、そういうものなしに開発してないという要件になつているわけなんですね。極めて大事なポイントだと思うんですね。そこでお尋ねしたいんですが、この交通の利便性が特に高い地域とか、あるいは建築物の建築等に対する需要が著しく増大しているとか、これは極めて曖昧だと思うんですよね。これは具体的な判断基準といふのは設けておられるんでしょうか。

○中原政府参考人　お答え申し上げます。本特例措置では、例えば、商業施設や医療施設等の都市機能が相当程度集積しているなど周辺地域の市街化が十分進んでおり、また、そうした周辺地域の当該地域との間で幹線道路や鉄道等の整備が進んでいるなど交通の利便性が特に高いことに加えて、短時間のうちに土地の利用状況の変化が急激かつ広範囲にわたつて起きるなどの特別な事情で建築物の建築等に対する需要が著しく増加していること、例えば、近隣で高速道路のインターがオープンするとか、そういうことが考えられるけれども、そういうことを想定しながら検討しているところでございます。

個別具体的のケースに対する判断事例といふのを

これからも積み重ねながら、適切な判断が行われるように努めてまいりたいと考えております。

○清水委員　山間部なんかに行きましたら、別になければならないということでもないと思うので、ちょっとと具体性に乏しいなとは引き続き思うんです。

それから、交通の利便性と言いますけれども、例えば、駅から何メートルとか徒歩何分とか、そういう規定がないということになれば、判断する側の裁量によつて、ここはこの特例措置によつて市街化調整区域のまま開発していく、これはやはり無秩序に開発が高まる危険がないようにといふことで調整区域にいたわけですか、そこを、場合によっては市町村施行で無秩序な開発が行われてしまう可能性が払拭することができないというふうに思つています。

今お答えいただいたんですけれども、それは最初にこの区域区分の概要といふことを御説明していただきたいんですけど、例えば、今述べられた二つの要件に該当すると判断されようという土地、地域に、集団的優良農地、あるいは溢水、湛水、津波、高潮等のおそれのある危険な地域が仮に含まれているとか、あるいは住民の皆さん方が何とか、そういう声が十分反映されるのか、それとも強引に進められていくのか。この辺についてお答えいただけますか。

○中原政府参考人　お答え申し上げます。本特例措置では、例えば、商業施設や医療施設等の都市機能が相当程度集積しているなど周辺地域の市街化が十分進んでおり、また、そうした周辺地域の当該地域との間で幹線道路や鉄道等の整備が進んでいるなど交通の利便性が特に高いことに加えて、短時間のうちに土地の利用状況の変化が急激かつ広範囲にわたつて起きるなどの特別な事情で建築物の建築等に対する需要が著しく増加していること、例えば、近隣で高速道路のインターがオープンするとか、そういうことを想定しながら検討しているところでございます。

街化区域にしてめり張りをつけるといふようなことが考えられると思います。

○清水委員　そういうことであれば、従来のように都計審にかけて、市街化調整区域を市街化区域に編入して、従来の手続でやればよかつたというふうに私は思つんです。

いざれにしても、住民の合意とか、多くの方々の大宗の方々の納得のないまま区画整理事業を市町村施行で行つていく、これはやはり無秩序に開発が高まる危険がないようにといふことと認める者として、市町村の判断で構成員に加えられてしまつといふふうに思つんです。

今お答えいたいたんなんですけれども、それで最初にこの区域区分の概要といふことを御説明していただきたいんですけど、例えば、今述べられた二つの要件に該当すると判断されようといふこととができないというふうに思つます。

そこでお尋ねしたいんですが、この区域区分の概要といふことを御説明していただきたいんですけど、例えば、今述べられた二つの要件に該当すると判断されようといふこととができないというふうに思つます。

街化区域にしてめり張りをつけるといふようなことが考えられると思います。

○清水委員　山間部なんかに行きましたら、別にすればならないということでもないわけですね。そういうふうに思つます。

○中原政府参考人　お答え申し上げます。地域住宅団地再生事業計画を作成する際に協議する地域再生協議会において、地域住民は、事業の実施に関し密接な関係を有する者、その他必要と認める者として、市町村の判断で構成員に加えられることが可能といふ位置づけでござります。

○中原政府参考人　お答え申し上げます。度内閣府のアンケート調査を行われておられるんですが、現行地域再生計画におきまして地域再生協議会を設置している百八十九の事業計画のうち、地域住民、町会、自治会、こういうものが参加している事例は何件あるでしょうか。

○中原政府参考人　お答え申し上げます。百八十九の協議会のうち、地域住民、町会、自治会が参加しているものは十八件でござります。加している事例は何件あるでしょうか。

一七

これは、内閣府のパンフレットを見ましても、地域住民が再生計画にかかるような図式で説明されているんですけども、百八十九のうち十八しか地域住民の方々は入れてないんですから、なかなかこれは意見が反映できないと言わなければなりません。

それで、同じ地域再生法の中にあります、PPP、PFIによる民間資金活用公共施設等整備事業、これでは、公共施設や公的不動産の有効活用のため民間の資金とノウハウを活用する、提案をうにされているんですけども、これは、提案を受ける中で、地域再生協議会の設置など、あるいは住民の意見や要望を聞く機会、こういうのは保障されています。これもちょっと確認させてください。

○中原政府参考人 お答え申し上げます。

地方公共団体が民間資金等活用公共施設整備事業に関する事項を地域再生計画に記載して内閣総理大臣の認定を申請する場合には、地域再生協議会の協議は義務づけられておりません。

ただ実際には、例えば廃校を何らかの用途に使用するとか、そういう具体的な計画を決めるに当たっては、ほぼ全ての事案で地元の住民の御意向等を反映して計画を作成するということになりますけれども、この段階では協議会の義務づけはないといふことです。

○清水委員 いわゆるPPP、PFIによる民間

施設の活用につきましても地域再生協議会は義務づけされないといふことがはつきりいたしました。

最後にお伺いします。

民間資金活用公共施設等整備事業においては、地域再生協議会さえ設けられていない。今、答弁で明らかになりました。

結局、開発業者がみずからの利益と収益を優先する開発計画を立てると、利用者目線がやはり排除していくことになるわけですよ。ぜひ、北村大臣、やはり、住民の声を聞く仕組み、これをしっかりと設けるべきだし、地域再生協議

会に地域住民を入れるというふうにこれは義務づけるべきではないでしょうか。

○北村国務大臣 御指摘のとおり、地域再生を図るために取組において、地方公共団体が地域住民の声を反映させていくこと、そして地域住民が主

体的に参加することは極めて重要です。

特に、住宅団地の再生は団地住民の生活環境に直結するものであり、また、廃校跡地などの公的不動産の有効活用は地域住民にも関心が高いもの

であると考えられます。

このため、これらの事業を実施する場合には、地域住民を地域再生協議会の構成員としてすること

や、PPP事業の具体的な内容を企画するに当たって地域住民の意見を丁寧に把握することなど

を通じて、地域住民の声を積極的に反映させていくといふに考えております。

○清水委員 もう終わります。非常に不十分だと思います。懸念は払拭されません。

財務省さんにも酒税法の特例に関する措置について質問する予定でしたが、時間が参りましたので、これで質問を終わります。

ありがとうございます。

今でも農業委員会の枠内の中で下げられるといふに考えております。

○清水委員 もう終わります。非常に不十分だと思います。懸念は払拭されません。

財務省さんにも酒税法の特例に関する措置について質問する予定でしたが、時間が参りましたので、これで質問を終わります。

○藤田委員 ありがとうございます。

本日最後の質問バッターということで、よろしくお願いを申し上げます。

私がからは、地域再生法の一部を改正する法律案について、既存住宅活用農村地域等移住促進事業に

ついて、いわゆる農地つき空き家の件について質問をさせていただきたいと思います。

農村地域の人口減少によりまして空き家がたくさん発生しているということから、市町村の計画

について、いわゆる農地つき空き家の件について質問をさせていただきたいと思います。

私がからは、地域再生法の一部を改正する法律案について、既存住宅活用農村地域等移住促進事業に

ついて、いわゆる農地つき空き家の件について質

問をさせていただきたいと思います。

農村地域の人口減少によりまして空き家がたくさん発生しているということから、市町村の計画

について、いわゆる農地つき空き家の件について質

問をさせていただきたいと思います。

われた区域内の居住者が例えばセカンドハウスで利用する、移住ではなくて、もともとそこに住んでいる人のセカンドハウス、又はその親族等が新たに取得する、こういうことは対象外となつてゐるんでしようか。

○中原政府参考人 お答え申し上げます。

本事業は、農村地域と移住促進区域内に移住する者を増加させることにより、地域の活力の向上を図ることを目的としておりますので、したがつて、既に農村地域と移住促進区域内に住んでいる方については、今回の事業計画制度の対象外となると考えております。

○中原政府参考人 お答え申し上げます。

本事業は、農村地域と移住促進区域内に移住する者を増加させることにより、地域の活力の向上を図ることを目的としておりますので、したがつて、既に農村地域と移住促進区域内に住んでいる方については、今回の事業計画制度の対象外となると考えております。

○中原政府参考人 お答え申し上げます。

ちよつと二つほど質問させてもらつたんですけども、これは、人口減少に対応する策で、外からの移住者といふことにターゲットを絞つている

ことですねけれども、人口減少といふのは出ていく者と入ってくる者の見合いでありますから、やはり移住者といふことをどのよう規定で認定するかといふのを少し教えてください。

○中原政府参考人 御説明申し上げます。

地域再生法上、移住者について定義は置いておりませんけれども、一般的な意味で、他の場所に定住等することを目的に、住む場所を移す者を想定しております。

他方、都市住民には、都市部での居住を継続しつつ、近距離の郊外や農村にセカンドハウスを構築、週末等に農作業に従事するといった、いわゆる二地域居住に対するニーズもございます。この

ような交流人口の増加も地域の維持、活性化に資することから、移住には、定住する場合のみならず、二地域居住の場合は含むと考えられます。

本事業の対象範囲については、ガイドラインの作成を通じて、市町村や移住希望者、住民等に幅広く御理解いただけるよう、制度の周知に努め

てまいりたいと考えております。

○中原政府参考人 お答え申し上げます。

本事業は、農村地域等への移住者を増加させることにより、地域の活力の維持向上を図ることを目的としております。このような目的に鑑みれば、本事業は取得等した既存住宅を居住の用に供することが前提となりますけれども、当該住宅を、例えばあわせて農家レストランをやつたりとか民泊をやつたりとか、そういう事業の用に供する場合も含まれると考えております。

○山口委員長 これにて両案に対する質疑は終りました。

○山口委員長 これより両案について討論に入ります。

○清水忠史君

○清水忠史君 日本共産党の清水忠史です。

最初に、構造改革特別区域法の一部改定案について、反対理由を述べます。

都市計画法の特例措置は、開発を抑制すべき市街化調整区域において、自治体施行の土地区画整理事業を行うための正規の手続を形骸化するものです。

地方公共団体は、農地や森林など開発せずに残していくべき地域や、洪水による浸水想定地域など、災害の発生するおそれがあつて開発に適しない地域を市街化調整区域と定め、無秩序な開発を抑制してきたのです。本法案により、地方公共団体みずからが施行者となつて市街化調整区域で開発事業を行うことが可能となり、みずから決めたルールをみずからが破つてしまふ矛盾に陥ることになります。

構造改革特区と認定されたための条件も極めて曖昧なものであり、開発する側の一方的な思惑によって、市街化調整区域として定めた際の相応の理由が全く考慮されない開発や、住民の望まない開発が認定される懸念が払拭できないため、賛成することはできません。

なお、酒税法の特例に関する措置については一定の合理性があると考えられますが、総合的に判断して、本法案には反対いたします。

次に、地域再生法の一部改定案について、反対理由を述べます。

本法案は、地域再生計画において、PFI推進機構が、公的不動産の有効活用など、PPP、PFIを利用した案件形成のためのコンサルティング業務を実施できるようにするものであります。これまで、PFI事業は、民間活用によつて地

方自治体の支出削減や住民サービス向上につながるところきましたが、住民の安全にかかる事故や事業計画の破綻により自治体の負担が増しているという事例も生まれています。

二〇二二年までに総収入を二十一兆円にふやすという動機のもと、あらゆる公的部門で民間活用が広がれば、そもそも民間活用の必要がない公的な土地や付随する住民サービスまでがPPP、PFI事業の掘り起こし案件とされ、公的資産が切り売りされてしまう懸念が払拭されません。

地域住民の意見が反映される保障もないまま、公的不動産を民間活用の案件形成に委ねてしまうことにもなりかねず、反対いたします。

なお、両案について申し上げれば、同時議題とせず、個々それぞれについて時間割いた丁寧な審議をすべきであります。そのことを強く主張し、反対討論といたします。

○山口委員長 これにて討論は終局いたしました。

○山口委員長 これより採決に入ります。

まず、第百九十八回国会、内閣提出、地域再生法の一部を改正する法律案について採決いたしました。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○山口委員長 起立多数。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、内閣提出、構造改革特別区域法の一部を改正する法律案について採決いたしました。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○山口委員長 起立多数。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○山口委員長 この際、ただいま議決いたしました両案に対し、今枝宗一郎君外三名から、自由民

主党・無所属の会、立憲民主・国民・社保・無所務大臣。

○北村国務大臣 ただいま御決議のありました事

同提案による附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

○亀井委員 ただいま議題となりました附帯決議案につきまして、提出者を代表して、その趣旨を御説明申し上げます。

案文の朗読により趣旨の説明にかえさせていた

ります。地域再生法の一部を改正する法律案及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律案及び

律案に対する附帯決議(案)を御説明申し上げます。

政府は、両法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

地域再生制度及び構造改革特別区域制度については、国家戦略特別区域制度及び総合特別区域制度を含めた類似の制度との関係を整理した上で、各制度の役割や特例措置等に係る提案の手続・要件等を明確化するなど、地方公共団体にとって利用しやすいものとなるよう、必要な見直しを前向きに検討するとともに、規制の特例措置が特定の地域や事業者のためのものとならないよう、定期的に評価・検証し、可能なものについては、積極的に全国展開を進めるこ

と。

○山口委員長 次回は、公報をもつてお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。午後零時十三分散会

項につきましては、その御趣旨を十分に尊重してまいりたいと存じます。ありがとうございます。

○山口委員長 お詫びいたします。

ただいま議決いたしました両法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山口委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○山口委員長 次回は、公報をもつてお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。